## 政書士等にADRに関する手続代理権の付与を求める意見書

転換が行われつつあり、その結果、 近年、 規制 緩 和 の推進にともない 司法 事前 の役割が増大する傾向にある。 規制 調整型社会か ら事後監視・ 救済型社会へ  $\mathcal{O}$ 

ている。 化を防ぐ必要性が高まり、 そのため、 迅速かつ簡便な紛争解決の手段としてA 事案の性質や当事者の事情に応じた多様な紛争解決手段を整備 また、一般に裁判による紛争解決には時間と費用がか D R (裁判外紛争処理手続)  $\mathcal{O}$ 充実が期待 かることか され

律」が公布され、平成十九年四月から施行された。 このようなことから、 平成十六年十二月「裁判 外紛争 解決手続  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 促進に 関す る法

で貢献することが重要である。 今後は、弁護士、司法書士等の隣接法律専門職や幅広い専門家が 手続実施者や当事者等の相談相手になるなど、 それぞれの専門的 A D R 知見をも  $\mathcal{O}$ 利用促進に って様 々 な形 向 け

代理権 付与されたところであ このような中で、隣接法律専門職に対するA 一定の条件のもとに、 の付与が今後の課題となっている。 ŋ, 司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士に代理権が 行政書士、その他の隣接法律専門職に対する DRに関する手続代理権の付与に Ā DRに関する手続 つい てみ ろ

裁判所の負担を軽減する司法の効率化の見地からも重要である。 ADRの利用の拡大は、 国民にとって利用しやすい簡易、 迅速、 柔軟な紛争解 決 を 図 り、

充するよう強く要望する。 0 それぞれに必要な条件を付して代理権を付与し、 国会及び政府におかれては、 行政書士、税理士、 国民の 不動産鑑定士等の隣接法律専門 ADRに対するアクセスを拡

地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 冏 部 英

内 参 院院 長 長 麻江 河 生 田野 太五 洋 月 亚 殿 殿 殿

理

大

臣

務 務 大 大 臣 臣 鳩 Щ 英 邦 夫 郎 殿

法 総